

平成26年度滋賀県環境審議会 環境企画部会（第2回）会議概要

- 1 開催日時 平成27年(2015年)3月17日(火) 10時00分～11時30分
- 2 開催場所 滋賀県庁東館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 出席委員 鵜飼委員、菊池委員、来田委員、清水委員、辻委員、
西野委員、秀田委員(原田代理人)、藤井委員、松井委員、
松浦委員、丸尾委員、森澤委員、山田委員(以上13名)
- 4 議 題
 - (1) 環境審議会各部会の審議状況について
 - (2) 滋賀県環境学習等推進協議会の活動状況について
 - (3) 琵琶湖環境研究推進機構について
 - (4) 琵琶湖博物館のリニューアルについて

<配付資料>

- 資料1 環境審議会部会の審議状況
- 資料2-1 滋賀県環境学習等推進協議会設置要領
- 資料2-2 滋賀県環境学習等推進協議会 検討スケジュール
- 資料2-3 環境学習等推進協議会の活動状況について
- 資料3 琵琶湖環境研究推進機構について
- 資料4 新琵琶湖博物館創造 第一期実施設計(案)概要版
- 参考1 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の概要
- 参考2 環境学習センターの現状

5 概要

(1) 各部会の審議状況について

部会長：

1つ目の議題である各部会の審議状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局：

<事務局より説明【資料1参照】>

部会長：

審議状況を報告いただきました。御質問、コメントなどありましたら御発言をお願いします。

よろしいですか。それでは2つ目の議題に移らせていただきます。二つ目は「滋賀県環境学習等推進協議会の活動状況について」についての議論です。最初に、事務局から説明をお願いします。

(2) 滋賀県環境学習等推進協議会の活動状況について

事務局：

<事務局より説明【資料2-1～2-3参照】>

部会長：

随分たくさんの内容を一気に報告いただきました。先生方お気づきの点ありましたら、どこでも結構ですから御意見、御質問、コメントをお願いいたします。

委員：

去年から滋賀大学で環境学習支援士について学んでいますが、残念なことにそのプログラムはなくなるとお伺いし、また、環境教育課程も次はなくなると耳にしました。人材発掘とおっしゃっていましたが、今後県ではどう展開されるのか興味があり、御質問させていただいてよろしいでしょうか。

事務局：

滋賀大学でそういった動きがあることは、情報が少し入ってきています。人材発掘育成はその入口部分と出口部分があると思っています。県としては、今活動をされている方同士の交流がうまくできていないというような御意見を、各団体から伺っていることから、まずは、今活動していただいている方の交流、情報交換等をしていくことが、入り口の部分、人材育成・リーダー育成の部分で必要と思っています。

それ以外でも、環境学習に様々な機会をもって入っていただく、それは公民館や学校といったところと県が協力しながら活動を進めていくことも考えていかないといけないと思っています。環境学習支援士の部分でいうと、リーダー育成にもなりますので、今言ったような、活動されている方の交流を深め、絆を強めていくこと

で、情報交換、さらには、お互いの不足部分を補えるようなこともしてまいりたいと思っています。来年度は交流会を開く予算も計上し、そういった形で進めてまいります。

委員：

何となく分かりますが、なぜ止めるかももう少し分からないところがあります。

次の世代の人につなげていくことも言われていたと思うので、一度やめてしまうと次年度に再開することがとても難しいので、そういったところも検討していただけるといいと思います。

また、先生方が自信を持って環境学習に取り組めるスキルが必要と書かれていますので、そういう勉強ができる場もあったほうが有利かと思います。先生も自信を持って勉強すると、自信を持って伝えられると思います。子供もそれを体感できると思うので、よろしくお願いします。

事務局：

先生が自信を持てばという話をいただいておりますが、県ではエコ・スクールという取り組みをしています。今までは知事部局でやっていた事業ですが、来年度からは、理科教育等をされている先生方に集まっていただいて研修をするなど、教育委員会と連動して取り組みを行います。

教育委員会と密に情報交換しながら、教育と環境学習、環境教育と環境学習、そこをきちんとつないで展開していきたいと思っています。先生が学んでいただく場と子供たちが発表する場、そういったところをきちっとつないでいきたいと思っています。

委員：

先ほど、先生方が自信を持って環境学習に取り組んでいけるスキルが必要という話がありましたが、今、住民の皆さんの活動支援をさせていただいているのですが、そこで、非常に感じていることとして、意欲の高い人たちは結構いらっしゃるが、思いと活動が必ずしもつながっていないことが非常にたくさんあります。例えば、川を美化しようと川の土手に外来種と知らずにスイセンの球根を地植えしようとしたり、あるいは森林を守るために間伐が必要なのですが、人が入れるように林道を作って整備したりと。それが、例えば自然を守る行動につながっているかという点、非常に疑問に思うような行動が幾つか見られます。別にそれを否定するわけではないし、その人たちの気持ちも大切だと思うのですが、問題となる事例が余りに多いのが気になっています。まちづくりの専門家の中には、少々問題はあっても活動が活発化するほうがいいという御意見の方もおられますが、私たち生態系保全の専門家から見ると困った問題と言えます。だから、ある程度学習をしていただいて、行動の方向性は間違っていないという確認をしていく必要があるのですね。やっておられることは大変立派なことなので、一般の市民の方が、学問レベルで見ても間違っていない方向に動いていただけるような、ガイドラインというのか、指導と言うと言い

過ぎかもしれないのですが、何らかの方向性の提示みたいなものを、協議会の中につけ加えていく必要があるのではと思います。

環境学習等推進協議会の委員のメンバーを拝見させていただいて、これから県が生物多様性基本計画を実施していかれる中で、そういう精神をきちんと理解して推進していけそうな方が入っておられないというのがちょっと残念な気持ちがいたします。何らかの形で生物多様性保全あるいは生態系保全の専門の考え方が、この推進協議会の中に入れていくような仕組みをぜひお考えいただけたらと思っております。

事務局：

活動していただいている方に学術的にどうかという話を聞いていただく機会が必要なのではということと、もう一つは、環境学習等推進協議会の中に生物多様性の立案をきちっと盛り込んだり、あるいはそういった話を聞く機会等を設けたりするべきではないかという御意見だというように思います。

前段の部分は先ほど申し上げましたように、活動していただいている方との交流会を来年度設けたいと思っております。その中で、有識者をお呼びして話を聞く機会を設けたいと思っております。

それから二点目の生物多様性の委員ですけれども、実は次の5月下旬に骨格イメージを固めて参ります。骨格イメージを固める中で必要ということでありましたら、実は設置要領の中に「滋賀県が必要と認めるもの」という規定がありますので、その規定により委員さんをお呼びさせていただくということも考えてまいりたいと思います。

事務局：

今二人のお話を聞かせていただきまして大変参考になりました。推進協議会、最初に説明させていただいたように、第三次の環境学習計画をつくったときに設けた機関でございまして、今日お話をしたのは、議論の中身を少し審議会の皆さんにも御報告いたしました。今日いただいたお二人からの議論も、当然また協議会に戻しまして、一緒に議論させていただきたいと思っております。

それから、委員からお話があった環境学習支援士の話、あるいは教育課程の話、これからどうしていかれるのか分からないので、調べて今後の県の施策として何がフォローできるのか考えてまいりたいなと思っております。

それから、生物多様性について、県がこれから進めようとする考え方と住民運動の活性化がうまく調和しながら、環境学習としても意味のある地域活動をなされるというのは、非常に大事な環境学習の視点だと思いますので、ぜひ次の計画の中にはそういった視点も載せていただきたいと思います。この点についてはしっかりと協議会のほうにも御報告を申し上げて、議論の糧としていきたいと思っております。

部会長：

ありがとうございました。

ちょっと注文をつけ過ぎかもしれませんが、この設置要領を見ますと、委員が2

0人以内と書いてありますね。委員の定員がありますから、先ほど他の委員から御提案がありました、例えば委員を追加するようなことも含めて検討いただければと思います。特に、環境学習というのは、環境総合計画を実現する上での非常に大きな手段になっておりますので、柔軟な対応をお願いできればと思います。

他に、先生方いかがですか。

委員：

資料の中でアンケートをとられていますが、それを見ますと、保全対策の取り組み状況の実態把握に取り組みられていたり、あるいは琵琶湖博物館の環境学習センターのリニューアルと関連して「問題解決能力」という言葉が出てきたりしていますが、滋賀県と滋賀県の市町村がこれまでやってきた下水処理場や上水処理場、廃棄物処理場、そういう部分も環境学習に含めていってほしいと思います。

何かずっと自然自然というほうに足をどっぷり漬けている印象があります。もちろんそれも大切ですが、一方で、皆さんが一生懸命やってこられたことというのは、環境学習には入っていない。

子供たちや滋賀県の人たちは、滋賀県内にずっと住んでおられるわけじゃなく、もしかすると日本を出てどこかへ行かれるかもしれません。それが途上国で、自然は一杯ありますが、一方で大都市ができてきて、廃棄物が、水がって話になると。そんなことも含めて考えたほうが、バランスが良いのかなと思います。

事務局：

計画の中での議論で、今のことも取り入れていくこととさせていただきたいと思います。

委員：

実際に活動してきまして感じるのですが、環境学習で、実際にはESDということをしていません。そんなにかたくはならなくていいのですが、いろいろなプロジェクトがありますが、それらが何か統一した指標や一貫したものである、つながっているというイメージでイベントにも参加したいし、学習にも参加したいという思いがあります。しかし、ぶつ切りでイベントが終わってしまっていたり、それが生活につながっていないというのが現状です。

また、その学習ですが、感性と知識、「どう行動するか」という歯車があるのですが、感性の部分や気づきの部分といったセンサーの部分は、皆のバランスがもう少しとれるような仕組みができればなと思いました。

事務局：

ありがとうございます。

まさにその環境学習の計画をつくる際に体系化をしていくときに、わかりやすい言葉で県民の皆さんにお伝えできる、そういった言葉が必要だと思います。ここにもありましたけれども、県民に入るメッセージみたいなもの、そこにぶら下がってく

る施策がきちっとくっついている、事業がくっついている。そういったことが必要だとの御意見もいただいておりますし、そのように県としては考えております。

そういった形で、計画づくりの中に、今、丸尾先生がおっしゃっていただいたことを生かしていきたいと思っておりますし、さらにその感性の部分、気づきの部分については、滋賀県では幼児から取り組みを初めておりますので、来年度からは個別の事業にはなるのですが、保護者の方々に参観も含めて、一緒にその気づき、発見をしていただくような事業も新事業として企画をしております。そのような中で進めていきたいと思っております。

委員：

環境汚染が非常に重要であると認識しているのですが、その中で情報発信の充実や強化というものが、本当に大切だと思っております。

環境にかかわっておられる方は別として、県民が学習したいということになると、広報誌や参考資料2にあるようなポータルサイトなどを見ると思います。資料を見ますと、このポータルサイトのアクセス数が年間20万件です。これはどういう人が見ているのか、これが多いのか少ないのか、そのあたりをお聞きしたいと思えます。

事務局：

すみません。アクセス数について20万件が多いのか少ないのかということについては、他のところと比較ができておりません。

それともう一つは、どなたがごらんになられたのかということについても、今手元にデータ等がございません。ですので、お答えさせていただけないのですが、ただ、今おっしゃっていただいた情報発信の重要性というのは、非常に私どもも重要だと考えております。

実は先ほどの各団体から御意見を伺っていく中で、今までは「こういった活動をやっています」というような情報発信が中心であったのですが、活動している方々が共有できるような、それぞれの活動をされておられる方が、「こんなこと困ります」「こういったところを助けてほしい」、あるいは「こういった情報があります」というような情報も交流できるようなサイトというのにも必要なのではないかと御意見や、あるいはもう少し下流域に向けて発信できるような、そういった見せ方というのにも必要ではないかという御意見もいただいておりますので、このあたりも計画を作っていく中で、どのような情報発信が必要なのか、今おっしゃっていただいた分析も含めて考えてまいりたいと思っております。

部会長：

まだご意見をいただけそうなのですが、時間が気になりますので、次の議題に移らせてください。

今、いただきました意見を事務局で整理いただき、協議会における議論に反映させていただきますようお願いいたします。

事務局：

はい、わかりました。

部会長：

それでは、恐縮です。お気づきになりました御意見等ありましたら、この会議が終わってからも結構ですので、環境政策課の方にメールや電話によりお寄せいただきますようお願いいたします。

(3) 琵琶湖環境研究推進機構について

事務局：

<事務局より説明【資料3参照】>

委員：

すみません。どの部会か忘れたのですが、漁獲量がどんどん減ってきたため、漁業組合長さんが長浜の農村下水の塩素を随分と減らしたという取り組みをされたということを知りました。それによって、漁獲量が劇的に回復したようで、次は高島の方でそれに向けてやっておられるという話を、漁業組合長さんが一生懸命お話しいただいた部会がありました。

それなのに、この研究体系表を見ていますと、27年度には検討・評価や解析、推定などをして、28年度の末にやっと対応策を検討・提示し、その後、施策の提案へというように、のんびりされておられると思います。もう漁業組合長さんのお話で、塩素を減らしたことの結果が出ているわけですから、排水解析班は現場に立っておられる方のお話をもっとお聞きになって、できることから早速始めていかないといけないと思います。施策提案までいったのでは、全てのことが遅くなるのではないかと私は思います。

事務局：

組合長さんのお話については、私どももその審議会の部会に参加しておりました。

今回の研究推進機構の中で問題意識として持っている部分として、当然漁獲という中であらわれる生物の量というものもありますけれども、一方で生物の多様性的なところ、また自然の中での再生産というところ、少し持続性の視点から今はあるべき姿というところから離れているのではないかと、こういった部分にアプローチをしたいと思っています。

もちろん喫緊の課題として、組合長さんが取り組まれておられた塩素の取り組みについては、排水解析班のほうも塩素の影響ということの確認を同時並行でやっておりましたけれども、組合長さんのほうで一定の成果が見られたとお話がありました。そういうものについては、現場での取り組み、意見交換等をさせていただきながら、研究結果を待たずして対応できるものは対応していくべきだと思っています。

今回の施策提案は、最終的な成果を出すのが3年後という意味ではなく、もう少し幅広く、いろいろな問題意識を持ってやっております。本当に取り組めるものは取り組んで行く、対応はしていくということも前提に、先ほど申しましたような持続的な改善といった点で、今足りない部分とは何か、それに対してどのようにすればいいのかということに迫りたいというのが、この取り組みでございます。

委員：

塩素は、やはり魚が非常に嫌いますので、減らすことで明らかに良くなります。一方、塩素で消毒しないと大腸菌が下水処理場から出て下流にとって非常に危険というのが公式的な見解でして、下水処理場はBODを下げるために、要するに法律で決められた数値を守るためにやっているという現実があります。ただし、そのあたりは塩素で消毒する方法もありますし、オゾンもありますし、いろいろな方法があると思います。

ですので、流す場所であるとか、そういうことを考えてやっていかなければならないと思います。そのあたりは即時やれることですので、うまくできるかなと思っています。

部会長：

他にいかがですか。

委員：

魚介類のにぎわい復活というのはたいへん重要なテーマで、今までも研究がされているわけですが、琵琶湖は275億トンの水を抱えていますので、大きな難しいテーマです。少し気になっているのは、3年で全部の成果が出るとは考えにくいということです。実際研究を続けていまして、10年ぐらい経つと変わったなという印象がございますので、もちろん3年間で出る成果もありますが、それからもう少し長いスパンで出る成果とを、わけておく必要があるのではないかと考えております。

特に気象条件ですね、降雨などは年によって違ったり、また冬、寒い年と暖かい年があって、そういったことが生態系全体にも影響しますので、短期的に出てくる成果と少し長期的に見ないとわからない部分とがありますので、そこは峻別した上で対応策の検討と施策の提案というのを考えていただけたらと思います。

部会長：

ありがとうございました。

委員：

在来魚介類のにぎわい復活とありますが、5ページの上の表ですね、外来魚対策については書かれてありますでしょうか。在来魚介類のにぎわいを復活するためには、外来魚を除去する必要があると思うのですが、そちらの方は何かないのでしょ

うか。

事務局：

外来魚対策については、在来魚にかなりのインパクトを与えるという研究等もあると思っています。

また滋賀県の場合は、水産試験場を中心に具体的な除去に取り組んでおり、成果も上げてございます。そういった取り組みの中で得られた情報も含めて、この研究における総合解析に織り込んでいきたいと思っています。ただ、これについては対策として動いている面がありますので、複数機関が集まって行う研究というイメージでは捉えておりません。ただ、全体の解析の中では、もちろんそういった知見も含めていきたいと思っています。

委員：

この問題は、他で研究しているからそのデータを使うということですね。

協働のあり方という部分で、家棟川のNPOと住民の協働といったようなことが書かれてあり、「等」とされていますが、こういった事例はたくさんあるのですか。

事務局：

家棟川につきましては、これまでから、市民協働のあり方という点で、研究の土台となるような取組が進んできておりますので、ここでの調査検討ということを組み込んでおります。

研究の中の位置づけとしましては、そういった研究で他に展開するための知見を得ていきたいというように思っております。

恐らく、我々が把握している以外の多くの取り組みが各地にあらうかと思っています。具体的に、次にどこに展開するというまでの想定はしておりませんが、知見をまとめていく中で、そういったその他の地域の特徴なども見ていく必要があるのではと思っています。

委員：

わかりました。班の編成にアンバランスさを感じたので確認させていただきました。

部会長：

ありがとうございました。

これもまだまだ議論が続きそうですが、少し時間が気になりますので、次の議題に進ませてください。

この推進機構は、この委員会で環境総合計画を議論していただいたときに、私どもから提案をして、それがきっかけになって作っていただいたものだと記憶しています。総合計画の推進においても大変重要なものだと思います。この機構が確実に機能しますように願っております。よろしく申し上げます。

それでは少し時間が押して恐縮ですが、4つ目の議題です。琵琶湖博物館のリニューアルについて、恐縮ですができれば手短にご説明ください。

(4) 琵琶湖博物館のリニューアルについて

事務局：

<事務局より説明【資料4参照】>

委員：

個々のかかわりというのが非常に明瞭になっていて、親しめる博物館になっていると思います。

もし可能であれば対応していただきたいのですが、琵琶湖の湖岸の調査を進めているのですが、琵琶湖の全湖岸の3分の1が砂浜です。それから北湖についていうと4割近くが砂浜です。残念ながら、砂浜には生物があまりいないこともあって、あまり注目されていませんが、例えば、7ページの「風景」というところで、琵琶湖には白砂青松とって砂浜が結構あるということ、それから、古代湖の生物展示のところではセタシジミが出てきますが、あれは砂浜におりまして、その他にも砂浜には生きものが結構おります。

ですから、砂浜も琵琶湖の中では重要な景観要素であるとともに、生物多様性を維持している重要な構造として、底質の構造の部分もどこかに入れていただけたらありがたいです。

事務局：

はい、わかりました。

委員：

すみません、15ページについてです。

私自身、年間パスポートを何回も作り、子どもが3人おられますので何回も通わせていただいております。いき過ぎたのか、子どもがいきたいと言わないので、最近では行けてないのですが。

この展示を見て、小さな子どもが見るものなのに、高いところの展示物が多いと感じました。子どもに、「読んでほしい、読んでほしい」ってすごく言われるのですが、大人でも少し見上げるような展示物が多いかなと思うので、もう少し展示を見ている方を一度見ていただけたらと思います。障害がある方もいらっしゃるの、そういういろんな方がどういうふうに展示を見ていらっしゃるかをごらんになって、目線など工夫してみてもいいと思います。回すものにしても体感するものにしても、少し上過ぎるものが若干多いかなと、いつも思いながら見させていただいていました。展示物自体を触りたいといった興味があるので、それができるようにしていただけたらなと思います。

また、顕微鏡を覗くしくみの展示がすごく良いと思います。私が去年と一昨年、環境学習委員にならせていただいて、子どもとともに生き物を捕まえて顕微鏡で見

るということをしました。まだ5歳なのですが、すごく興味があつて。一瀬先生の説明もすばらしいのですが、子どもが一瀬先生に手を挙げて説明を求めるぐらいです。そういう興味のある年齢の子にどんどんこういったものを提供すると、結果的に環境学習につながると思うので、こういうことをどんどん進めていただけたらと思います。

部会長：

ありがとうございました。

申しわけありませんが、このあたりで議事を終わらせていただいて、今日の企画部会を閉じさせていただきます。

本日はありがとうございました。